

インターネット
公有財産売却の流れ
(利用者向け)

1. はじめに

インターネット公有財産売却は、事業の見直しなどによって不用となった公有財産をより効率的に売却するために行っています。下記に、申し込みから引渡しまでの条件や各種注意事項を定めていますので、入札の前にご確認いただき、参加していただけますようお願いいたします。

- ・ KSI 官公庁オークション利用規約
- ・ 橿原市インターネット公有財産売却ガイドライン
- ・ 各物件の公有財産売却の公告

2. 入札・売却手続き

(1) ログイン ID の取得

インターネット公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の「公有財産売却システム」を利用して売却を行いますので、「ログイン ID」が必要になります。

お持ちでない方は、ログイン ID 登録画面より、ログイン ID を取得してください。法人名で参加申込をする場合、法人名でログイン ID を取得する必要があります。

(2) 入札参加の仮申込

申込前に、「橿原市インターネット公有財産売却ガイドライン」の内容を確認してください。

公有財産売却システムの売却物件詳細画面より、公有財産売却の入札参加仮申込を行ってください。入札参加仮申込をしていただくと、「仮申込完了メール」を送信します。

(3) 入札参加の本申込

入札保証金を納付し、所定の申込書に、以下の書類を添付して、申込締切日までに橿原市役所に送付してください。

入札保証金の納付は、物品および自動車はクレジットカードでの納付となります。不動産については「仮申込完了メール」に記載の口座まで振込をお願いします。振込手数料は、参加申込者の負担となります。

ただし、添付書類のうち公的機関発行の証明書は、入札日を基準として3ヶ月以内のものを添付してください。

<自動車・物品>

①個人の場合

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書

- ・誓約書（暴力団等の排除に関する誓約書）
- ・公的機関発行の証明書（運転免許証、保険証、旅券等）の写し
※現住所が記載されているものに限りです。
- ・受付確認表
- ・委任状 ※代理入札を行う場合
（代理人の公的機関発行の証明書を添付してください。）
- ・入札行為にかかる同意書 ※未成年者のみ
（法定代理人との関係がわかる戸籍謄本および法定代理人の印鑑証明書を添付）

②法人の場合

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・誓約書（暴力団等の排除に関する誓約書）
- ・履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（写し可）
- ・受付確認表
- ・委任状 ※代理入札を行う場合
（代理人の公的機関発行の証明書を添付してください。）

※複数の物件に申し込む場合は、各証明書は1部のみでの添付で結構です。

公有財産売却一般競争入札参加申込書は物件毎に作成・提出してください。

送付先

〒634-8509

奈良県橿原市内膳町1-1-60

橿原市役所 資産経営課 FM管財係

<不動産>

①個人の場合

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書
（兼入札保証金返還請求書 兼口座振替依頼書）
- ・誓約書（暴力団等の排除に関する誓約書）
- ・受付確認表
- ・印鑑登録証明書（原本）
- ・住民票抄本（原本）
※参加者が外国人の場合にあつては外国人登録証明書の写し
- ・市税納税証明（原本）※滞納のない証明
- ・委任状 ※代理入札を行う場合
（代理人の住民票抄本を添付してください。）
- ・入札行為にかかる同意書 ※未成年者のみ

(法定代理人との関係がわかる戸籍謄本および法定代理人の印鑑証明書を添付)

②法人の場合

- ・ 受付確認表
- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
(兼入札保証金返還請求書 兼口座振替依頼書)
- ・ 誓約書 (暴力団等の排除に関する誓約書)
- ・ 法人の印鑑証明証 (原本)
- ・ 代表者事項証明書 (原本)
- ・ 市税納税証明 (原本) ※滞納のない証明
- ・ 委任状 ※代理入札を行う場合

(代理人の住民票抄本を添付してください。)

※複数の物件に申し込む場合は、各証明書は1枚のみの添付で結構です。

送付先

〒634-8509

奈良県橿原市内膳町1-1-60

橿原市役所 資産経営課 市有地活用係

(4) 入札保証金の納付

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、橿原市が売却物件ごとに定める金額となります。

【納付方法】

物品・自動車については、クレジットカードによる納付をしてください。

不動産(土地・建物)は、入札参加仮申込が終了した際に送付される、「仮申込完了メール」に記載されている口座へ振込みにより納付してください。銀行振込の際の振込手数料は参加申込者の負担となります。

【契約保証金への充当】

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金及び売払代金の一部に全額充当します。

【入札保証金の返還】

落札できなかった方の納付した入札保証金は、入札終了後、全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込を行ったものの、入札を行わなかった場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

※クレジットカードによる納付の場合

入札保証金を返還する場合、クレジット決済会社は、入札保証金の引き落としを行いません。ただし、引き落としの時期などの関係上、一旦実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

※銀行振込等による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加申込者が指定する銀行口座への振込のみとなります。参加申込者本人名義の口座のみ指定可能です。なお、返還まで入札期間終了後、4週間程度を要することがあります。

※市議会の議決を要する入札の場合

物件により、売払いについて市議会の議決が必要な場合があります。議会の議決を得られなかった場合は、入札保証金は全額返還します。

(5) 審査結果の通知

本申込の書類および入札保証金の納付が確認できた方に、メールで結果をご連絡します。審査結果の通知は入札参加申込期間終了後、1週間程度要しますのでご了承ください。書類の不備などで入札に参加ができなかった方で、既に入札保証金をご納付いただいた方には、後日入札保証金を返金いたします。入札終了後の処理となりますので、返金まで1ヶ月以上を要することがあります。

(6) 現地見学会

物品・自動車については、現地見学会を実施する場合があります。詳しくは物件詳細画面をご覧ください。物件詳細画面は、橿原市ホームページの公有財産売却（売却物件一覧）ページから見ることができます。

(7) 入札

ここでいう入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。入札価格の登録は、1度のみ可能です。取消や変更はできません。

(8) 落札者の決定

売却物件ごとに入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

【落札者の告知】

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

【落札者への連絡】

落札者には、入札終了後、檀原市から、あらかじめログイン ID に登録されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(9) 契約の締結

落札者に対し、電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には檀原市より契約書を送付または送信します。落札者は2部それぞれに必要事項を記入・押印の上、檀原市が電子メール等で指示する書類を添付して、檀原市が設定する契約締結期限までに、檀原市に直接持参または郵送してください。

なお、落札物件が不動産の場合、契約書には収入印紙の貼付が必要となり、この費用は落札者の負担となります。収入印紙の金額は、契約金額により変わります。

※落札者が売却物件ごとに定める契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、売却の決定を取り消されます。この場合、落札された当該公有財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

(10) 売払代金の納付

納付額は、売払代金の残額（売払代金から契約保証金（事前に納付した入札保証金を充当）を差し引いた金額）となります。複数落札された方は、落札額の合計額をまとめて納付してください。

納付期限までに、売払代金の残額を一括で納付してください。売払代金の残額の納付が確認できた時点で、対象の公有財産の所有権が落札者に移転します。

納付期限までに売払代金の残金の納付が確認できなかった場合は、契約保証金は檀原市に帰属し、落札者に返還しません。

【納付方法】

檀原市が交付する納付書または檀原市の指定する口座への銀行振込により納付してください。納付方法は、落札者に電子メール等で案内します。売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

(11) 物件の引渡し

【自動車】

① 物件の引渡しについては、現況有姿とします。

② 檀原市が売払代金の残金の納付を確認後、物件の引渡しの日程・場所について落札者に連絡します。檀原市が指定する保管期間内に落札者が物件の引渡しを受けられない場合は、檀原市ホームページより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、物件売払担当課に送付または持参してください。（保管期間

は売払代金の残金納付を橿原市が確認した後、4週間が限度です。)

- ③ 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）および橿原市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。なお、代理人が物件の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。
- ④ 引渡しの際に、「公有財産受領書」を提出してください。
- ⑤ 再登録手続きに必要な書類（譲渡証明書や登録識別情報等通知書および再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券））については、物件の引渡しの際にお渡しいたしますので、その際「公有財産関係書類受領書（自動車）」を提出してください。なお、登録に伴う費用は落札者が負担してください。
- ⑥ 仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらにかかわる費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しにかかわる一切の費用は、落札者が負担してください。
- ⑦ 物件の車体に表示されている文字などは引き取り後速やかに剥がし、剥がした後の車両の写真を提出してください。なお、費用については落札者が負担してください。

【物品の引渡し】

- ① 物件の引渡しについては、現況有姿とします。
- ② 橿原市が売払代金の残金を確認後、物件の引渡しの日程・場所について落札者に連絡します。橿原市が指定する保管期間内に落札者が物件の引渡しを受けられない場合は、橿原市ホームページより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、物件売払担当課に送付または持参してください。（保管期間は売払代金の残金納付を橿原市が確認した後、4週間が限度です。）
- ③ 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）および橿原市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。なお、代理人が物件の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。
- ④ 送付による引渡しを希望される場合は、橿原市ホームページより「送付依頼書(物品)」を印刷し、必要事項を記入・押印し、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）の写し、および橿原市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを同封のうえ、物件売払担

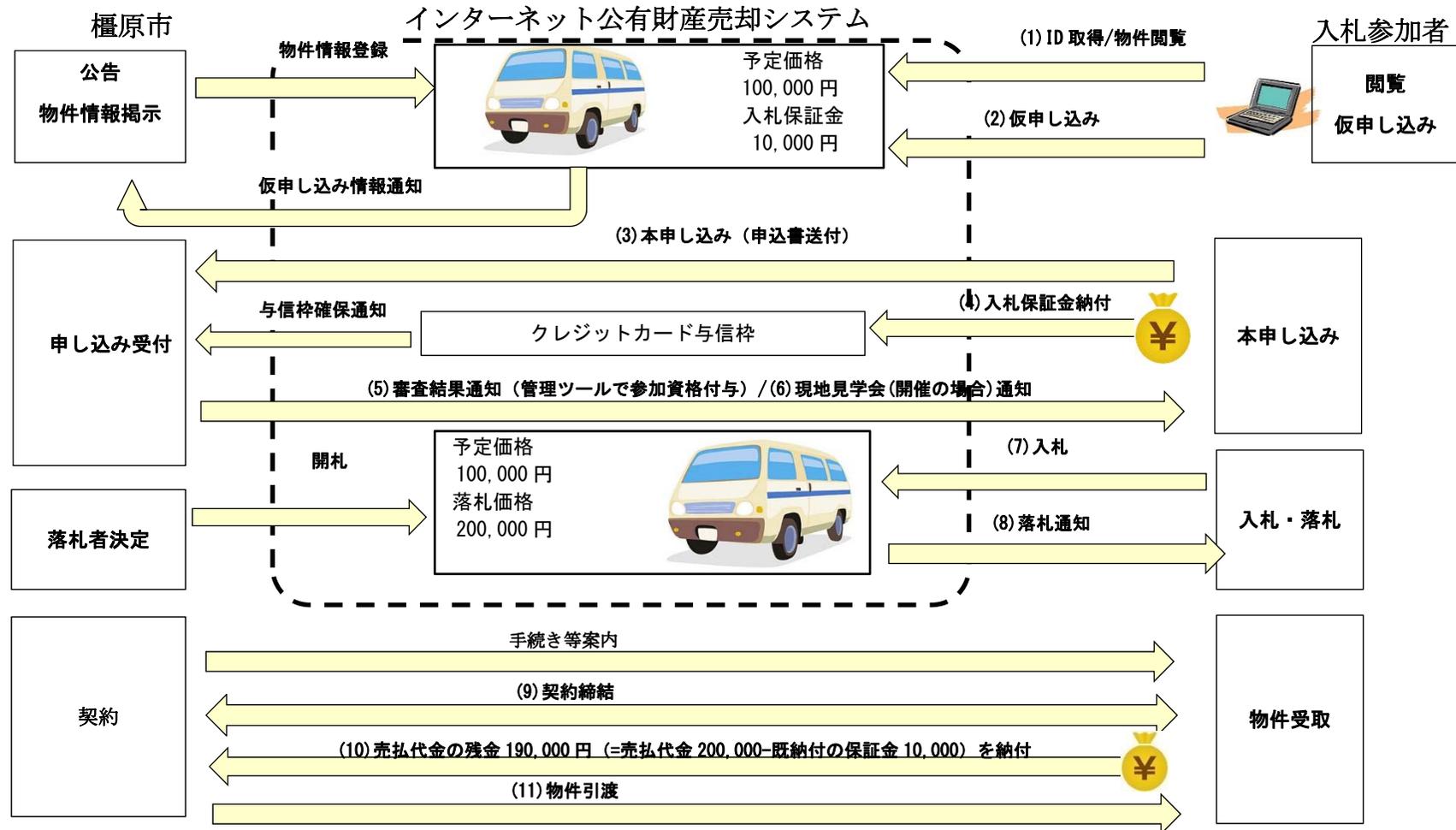
当課に送付してください。送付に要する費用（梱包費など含む）は落札者の負担となります。送付による引渡しを希望される場合、事故などによって物件が破損、紛失などの被害を受けても、橿原市は一切の責任を負いません。また、極端に重い物件、壊れやすい物件は送付による引渡しができない場合があります。

- ⑤ その他引渡しにかかわる一切の費用は、落札者の負担となります。
- ⑥ 引渡しを受けた後、「公有財産受領書」を物件売払担当課に提出してください。

【不動産の所有権移転】

不動産については、橿原市が売払代金の残金の納付を確認した後、不動産登記簿謄上の所有権移転を行います。ただし、所有権移転にかかる費用（登録免許税）は落札者負担となります。登録免許税相当の収入印紙を、橿原市に持参または書留で送および付してください。手続きには最大1ヶ月程度を要することがあります。

3. インターネット公有財産売却システムの流れ(物品・自動車) ※図は自動車を例にしています。



4. インターネット公有財産売却システムの流れ(不動産)

